

## 中国社会人サッカー連盟主催大会 取材要項

取材については、取材申請用紙を取材対象となるチームまたは個人が所属する県のサッカー協会を通じて中国社会人サッカー連盟へ提出し許可された場合に取材できる。

### 1. 有料取材（原則として中国社会人連盟と契約書を作成する）

#### (1) テレビ・ラジオ・インターネット番組制作（企画書・放送申請書等の提出が必須）

- ・1回の番組放映で試合映像が3分を超える放送の場合（試合数問わず）、放送権料が発生し別紙放送要項に基づく。（番組制作等）

#### (2) 写真集制作

- ・企画書（書名（タイトル）、仕様、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用写真の予定点数、使用写真の大きさ、販売規模、発売予定日、販売予定価格）を提出する。
- ・大会で撮影された写真の中で、写っている当該チーム・選手本人（相手チームの選手も含む）の同意を得た上（FAX・メールでの承諾書面）で、許可された写真の使用を認める。
- ・原則として1枚につき1,000円とする。

#### (3) DVD制作

- ・企画書（書名（タイトル）、仕様（時間）、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用映像の予定時間、販売規模、発売予定日、販売予定価格）を提出する。
- ・放送権料を支払い、映像の2次使用の場合：制作枚数×100円
- ・その他の場合：協議により決定

#### (4) チーム関係（チームの協賛社を含む）の画像取材

- ・中国社会人サッカー連盟が承認した場合は無料
- ・上記許可された画像取材のチームホームページ掲出は許可する。

#### (5) その他中国社会人サッカー連盟が承認し許可する取材

- ・モバイルを含むインターネットの動画配信（J' S ゴール・スポーツナビ等 J F A で許可されている場合）（ラジオ NIKKEI）、映画製作等

### 2. 無料取材（報道目的に限る）

#### (1) テレビ（ENG）・ラジオ・インターネット中継

1回の放送で報道番組でかつ試合映像・録音が3分以内（試合数問わず）の場合、無料とする。

原則としてTVカメラ2台までとする。

#### (2) 新聞・雑誌（スポーツ誌、タウン情報誌等）・インターネット（動画を除く）

#### (3) 取材を許可された場合はスタンドで、試合前後（試合中除く）に観客への取材（インタビュー等）を認める。（本人承諾必須）（観客の観戦を妨害しない位置）

#### (4) 試合中以外のピッチ上（競技フィールドを除く）での撮影を認める。（セレモニー・ハ

ー フタイムを含む)

- (5) チーム関係 (チームの協賛社を含む) の画像(写真)の取材
- (6) チーム関係(チームの協賛社を含む)の動画取材について
  - ・ チームホームページ掲出およびスカウティングの場合のみ、動画の取材は許可する。
- (7) 審判関係の動画取材について
  - ・ 審判員資質向上に利用する場合のみ、動画の取材は許可する。

### 3. 取材を許可しない場合 (営利目的使用の防止)

- (1) 映画製作 (許可する場合は、中国社会人サッカー連盟理事会で承認された場合に限る。有料となる。)

### 4. その他

- (1) フリーランスフォトカメラマン取材の場合: 大会時までには掲出先が決まってない場合は、後日掲出先が決まり次第、中国社会人サッカー連盟に報告する。
- (2) 取材を許可しなかった場合、スタンドにおいても画像・動画の撮影は認めない。
- (3) スタンドにおいて一般観衆 (アマチュア) の撮影は認める。
- (4) 取材する場所については、各会場毎決められた位置で行う。
- (5) 取材注意事項 (共通) (各会場毎の注意事項は、会場毎定めるものとする)
  - ①会場到着後、必ず大会本部責任者に名刺を出し、中国社会人サッカー連盟より承認を受けた旨を伝え、AD (ビブス等) の貸与を受ける。
  - ②競技場内では、主管サッカー協会発行のAD (ビブス等) を必ず付帯する
  - ③プレーの妨げになる場所での撮影は禁止 (指定するエリアにおいて取材すること)
  - ④大会関係者の指示に必ず従うこと。
  - ⑤個人情報保護法および肖像権に関する法令を遵守し、目的範囲外での利用はしない。
  - ⑥当該チーム・選手本人の同意を得てかつ予め許可された場合を除き、撮影した写真・映像の販売は行わない。
  - ⑦当該チーム・選手本人の同意を得ないで第三者に提供をしない。
  - ⑧取得した個人情報は取材者が厳正な管理を行う。
  - ⑨AD (ビブス等) は撮影終了後、必ず主管サッカー協会大会本部に返還する。
  - ⑩前項が守られない場合は、それ以降の許可をしない。

以上

# 中国社会人サッカー連盟 放送規程

## 第1条 [趣旨]

中国社会人サッカー連盟（以下「本連盟」という）は本連盟の主催大会における試合のテレビ・ラジオ放送（インターネット中継含む）の実施に関し本規程を定める。

## 第2条 [放送の手続き]

テレビ・ラジオ放送（インターネット中継含む）は、次に定める手続きによるものとする。但し、3分以内のニュース等報道放送（ENG）は除く。

- （1）本連盟主催の試合を放送しようとする放送局は、別表1の放送権料を下限に、本連盟と料金の交渉を行い、金額を設定する。
- （2）金額の合意をした放送局は、企画書（使用放送局・放送エリア・番組名・番組概要・放送日時・コーナー概要・使用対象試合・映像使用内容と時間・ネット局名）・放送申請書を本連盟に提出する。
- （3）本連盟は申請書を受領し承認する。

## 第3条 [契約]

本連盟は、前項の申請を受け、放送局と放送権契約書を締結する。

## 第4条 [放送権]

- （1）本連盟は、前2条に基づき、放送局に対し請求書を発行する。
- （2）放送局は、当該試合の実施日から40日以内に放送権料を本連盟に支払うものとする。

## 第5条 [再放送]

試合の放送を実施した放送局は、最終放送日より2週間後まで当該試合の再放送（自局内ウェブサイトでのオンデマンド放送を含む）を行う権利を保有する。

## 第6条 [試合放送の二次使用]

当該試合の映像の二次使用権は、本連盟が保有しその使用及び放送権料（二次使用）については別途協議する。ただし放送局が自ら製作した映像を、自らの放送番組に使用することについては制限を受けないが、その期間は最終放送日（再放送日を除く）より大会実施年度末（3月31日）までとする。

## 第7条 [業務の委託]

本連盟は、前2条、前3条および前4条に係る事務作業を、中国サッカーリーグ事務局に委託する。

## 第8条 [施行]

本規程の改正は、本連盟理事会で行うものとする。

## 第9条 [施行]

本規程は2022年4月1日施行する。

## 別表 1 中国社会人サッカー連盟主催大会の放送権料

### 1. 放送権料の設定

- ・下表金額を最低金額とし本連盟と放送局により放送権を設定する。
- ・試合当日 23 時以前に放送開始の録画放送は、生放送と同一料金とする。

(1 試合につき、消費税別)

放送メディア(放送形態)		生放送	録画(録音)
テレビ	ローカル(VHF)	(東京) 100万円	(東京) 80万円
		(大阪) 50万円	(大阪) 40万円
		(その他) 20万円	(その他) 16万円
	独立UHF・BS	20万円	16万円
	CS放送	10万円	8万円
	CATV	8万円	6万円
	インターネット	8万円	6万円
ラジオ	NHK (全国および東京) 在京、AM、FM 局	10万円	8万円
	その他ローカル局	初回 5万円 2回目以降 3万円	初回 4万円 2回目以降 2万円
	【コミュニティーエフエム】	5千円	4千円
パブリックビューイング		20万円 (16万円)	

### 2. ネット料金

- ・テレビのネット料金は一局あたり一律20,000円(消費税別)とする。
  - ・ラジオのネット料金は一局あたり一律5,000円(消費税別)とする。
- ※ただしコミュニティーエフエム同士は、一局あたり一律3千円(消費税別)とする。

### 3. 二次使用の放送権料

- ・複数試合のダイジェスト (放送 1 回につき) :  
原則として録画 1 試合分の料金とする。  
※1 回の放送で映像が 3 分以内の場合は無料とする。

### 4. 映像の一次利用について

映像の一次利用には「ニュース・スポーツニュースを目的とする利用」、「中継利用」、「その他利用」が含まれる。ニュース・スポーツ利用については、以下に規定する条件を満たせば、映像の使用料は無料とする。

#### (1) ニュース・スポーツニュース映像の判断

取材の許可が得られた、ニュース・スポーツニュースを目的とする映像は、1 試合当たり 3 分以内に限った映像利用とする。

#### (2) 映像の交換

放送は、ニュース・スポーツニュースに使用する目的で取材した映像を、同

一目的で使用する場合に限り、他局と自由に素材として交換できるものとする。(金銭を伴わない交換に限る)

以上